⑿　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案　指定テーマ：本工事の問題・課題に対する施工計画立案上配慮すべき事項（出来形、品質、工程等）
⑵　総合評価の方法
①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。
②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術提案の指定テーマ毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は60点とする。
③　入札価格及び技術資料に係る総合評価　標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。
㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526
⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。
交付期間は、別表１①に示す期間。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。
⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　申請書及び確認資料は、別表１②に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。
⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、別表１③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記⑴の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。
開札は、別表１④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。
⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　期間　別表１⑤に示す期間。
②　場所　上記⑴に同じ。
③　方法　持参、郵送又は託送により提出すること。

5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。
ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その限りではない。
⑸　配置予定技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑹　専任の主任技術者（又は監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者(又は監理技術者)とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑾　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑿　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　電話022―225―2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒂　本公告における内容の詳細については、入札説明書による。